

別記二 覚書

今回、古谷工場対従業員ノ労働条件ニ関スル問題ハ所轄署ノ斡旋ニ依リ労資互諒ノ精神ニ依リ互ニ條件ヲ以テ円満解決シ後日、爲メ覚書ニ通テ作製當事者間ニ於テ各一通ヲ保持ス

解決条件

- 一 日給一割値上ヲナスコト
- 二 更ニ後日開雇側ヨリ請負工賃値上ノ節ハ昇給ヲナスコト
- 三 従業員当ハ残業時間給ノニ割トス
- 四 労働時間ハ開雇期ト虽モ定時間トス
- 五 健康保険加入ハ法定ノ通り実施スルコト
- 六 昇給ノ定期昇給制定ノ件及退職手当法ニヨル特別認可ヲ受クルノ件ハ後日労資間研究ノ結果協議決定スルコト
- 七 本協定ハ昭和十二年三月一日ヨリ実施ス
- 八 昭和十二年三月二十三日

工 員 主 吉 屋 博 吉
 従業員側代表 鈴木 良 一 雄
 立 倉 人 山 下 鶴 松
 全日本労働総同盟 東京市工組合
 調停者 本所書記 高 橋 保
 北 見 元 藏

芳 林 第 五 八 八 辨

調査 昭和十二年三月二十日

事務主任

警視總監 横山 助成

3 内務大臣河原田 稼吉 殿
 社 會 局 長 官 殿

株 式 會 社 三 不 一 商 會 工 場 労 働 争 議 (全 評) 二 同 之 休 (兼 生) 解 決

標記工場従業員等と労資双方より得られたる互に諒解を基として協定を締結し、本協定は昭和十二年三月二十三日より施行す

待遇改善同意ニ関シテ標記工場ニ労働争議兼兼生並ニ解決セリカ
 其ノ状況水記ノ通リ

一 兼 生 場 所 東 京 市 目 黒 区 高 木 町 一 五 〇 九

12. 3. 26
 録 録 録
 1109